

社会福祉法人 福角会

福角会ホームヘルプサービス事業所 運営規程

(指定居宅介護事業、指定行動援護事業、指定重度訪問介護事業、指定同行援護事業)

(事業の目的)

- 第1条 この規程は社会福祉法人福角会が設置する福角会ホームヘルプサービス事業所（以下「事業所」という。）が運営する指定居宅介護の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うことを目的とする。
- 2 指定重度訪問介護の事業は、重度の肢体不自由者であって常時介護を有する利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護並びに外出時における移動中の介護並びに介護等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うことを目的とする。
- 3 指定行動援護の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うことを目的とする。
- 4 指定同行援護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該利用者に同行し、移動に必要な視覚的情報の支援、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業者は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定行動援護及び指定同行援護(以下「指定居宅介護等」という。)を提供するものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者等の必要な時に必要な事業の提供ができるように努めるものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、利用者等の所在する市町、他の指定障害福祉サービス事業者、その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との連

携に努めるものとする。

- 4 前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）及び「松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成 24 年 12 月 26 日松山市条例第 60 号）並びに「松山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成 24 年 12 月 26 日松山市条例第 62 号）に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一. 名 称 福角会ホームヘルプサービス事業所
- 二. 所在地 愛媛県松山市内宮町 2 0 0 7 番地 5

（職員の職種、員数及び職務内容）

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一. 管理者（1 名「常勤」）

管理者は、事業所のサービス提供責任者及び従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- 二. サービス提供責任者 5 名（5 名「常勤」（サービス提供職員兼務））

ただし、業務の状況により、増員することができるものとする。

サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成し、利用者及びその家族にその内容を説明するほか、指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。また、居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じ当該居宅介護計画の変更を行う。

- 三. サービス提供職員 1 8 名（5 名「常勤」（サービス提供責任者兼務）、
1 3 名「非常勤」）

ただし、業務の状況により、増員できるものとする。

サービス提供職員は、居宅介護計画に基づき指定居宅介護等の提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする

- 一. 営 業 日 日曜日から土曜日

ただし、国民の祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。

- 二. 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分とする。

- 三. サービス提供時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分とする。

四. 上記の営業日・営業時間のほか、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(主たる対象者)

第 6 条 事業所は、主たる対象者を以下のとおりとする。

- 一. 居宅介護事業 身体障害者（児）、知的障害者（児）、難病者（児）
- 二. 行動援護事業 知的障害者（児）
- 三. 重度訪問介護事業 重度肢体不自由者
- 四. 同行援護事業 視覚障害者（児）

(指定居宅介護等の内容)

第 7 条 本事業所で行う指定居宅介護等の内容は次のとおりとする。

- 一. 居宅介護計画の作成
- 二. 身体介護に関する内容
 - (1) 食事の介護
 - (2) 排泄の介護
 - (3) 衣服着脱の介護
 - (4) 入浴介護
 - (5) 身体の清拭、洗髪
 - (6) 通院等の介助
 - (7) その他日常生活を営むために必要な身体の介護
- 三. 家事援助に関する内容
 - (1) 炊事や調理
 - (2) 衣類の洗濯・補修
 - (3) 住居等の掃除・整理整頓
 - (4) 生活必需品の買い物
 - (5) 関係機関との連絡
 - (6) その他日常生活を営むために必要な家事
- 四. 通院介助
 - (1) 病院への通院等のための屋内外における移動の介助及び通院先での受診等の手続き、移動の介助
 - (2) 公的手続又は相談等のために官公署等を訪問するための移動の介助
- 五. 生活等に関する相談、助言
生活、身上、介護に関する相談、助言
- 六. 行動援護
知的障害により、行動上著しい困難を有する利用者等を対象とした、行動の際に生じうる危険回避のための援護や外出時の移動の支援を行う。
- 七. 重度訪問介護
日常生活全般に常時の支援を要する重度肢体不自由者に対して、日常生活支援（身体介護、家事援助、見守り等の支援）を行う。
- 八. 同行援護
視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において当該障害者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の支援を行う。

九. その他

入院時・退院時の準備や付添、入院中の見守り、その他緊急止むを得ない場合の対応等の支援を行う。

(利用者から受領する費用の額)

第8条 事業所は、指定居宅介護等を提供した際は、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下、「支給決定障害者等」という。）から、市町が定める利用者負担上限月額の範囲内において利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、支給決定障害者等から前項に掲げる利用負担額のほか、厚生労働省が定める費用の額の支払いを受けるものとする。

3 事業所は、前二項に支払いを受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護等を行う場合は、それに要した交通費の実費の支払いを利用者から徴収することができる。

4 事業所は、入院時・退院時の準備や付添、入院中の見守り、その他緊急止むを得ない場合の対応等を行う場合は実費の支払いを利用者から徴収することができる。

5 指定居宅介護等の利用の中止についての申し入れがなかった場合には、次のとおりキャンセル料の支払いを受けることができるものとする。ただし、体調や容体の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要とする。

(1)訪問予定日の前日までに連絡を受けた場合 無料

(2)訪問予定日の前日までに連絡を受けなかった場合 ホームヘルパーの時給相当額

6 事業所は、前四項及び五項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

7 事業所は、前四項及び五項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

8 第1項から第7項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を支給決定障害者等に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、松山市（島嶼部を除く）とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 事業所の従業者は、指定居宅介護等の提供を行っているときに、利用者等に病状の急変

が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はかかりつけの医療機関に連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者及びサービス提供責任者に報告する。主治医やかかりつけの医療機関への連絡が困難な場合や、緊急を要する場合には、救急医療機関への搬送等必要な措置を講ずるものとする。

(苦情解決)

第11条 提供した指定居宅介護等に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護に関し、法第48条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求めまた当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(虐待の防止について)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を遵守するとともに、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止に関する委員会は権利擁護委員会等をこれにあてる。

(身体拘束の禁止)

第13条 事業所は指定居宅介護等の提供にあたっては、利用者の身体拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合には「身体拘束に関する説明書」に利用者・家族の同意を受けた時のみ、その条件と期間内にて身体拘束等を行うことができるものとする。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

3 事業所は身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催す

るとともに、その結果について、職員等に周知徹底を図ることとする。

- 4 身体拘束等の適正化のための指針については、社会福祉法人福角会人権侵害防止規程に記載の通りとする。
- 5 職員に対して、身体拘束等の適正化のための研修会を定期的を実施することとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、従業員の資質向上のための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

一. 採用時研修…採用後1ヵ月以内

二. 継続研修…年1回

- 2 従事者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者等又はその家族等の秘密をもらしてはならない。
- 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者等又はその家族等の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 5 事業所は、利用者等に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護を提供した日から5年間保存する。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人福角会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

この運営規程は、第4条第1項第2号から第4号を平成19年10月1日より一部改正する。

この運営規程は、第2条第4項及び第4条第3号を平成20年4月1日より一部改正する。

この運営規程は、第1条及び第2条第2項から第3項及び第4条第3号及び第7条第4号から第10号及び第9条第1項を平成21年4月1日より一部改正する。

この運営規程は、第4条第3号を平成22年4月1日より一部改正する。

この運営規程は、第6条第4号、第7条第8号及び第8条を削除し、それぞれの条項の号番号及び条番号を1つずつ繰り上げ、平成22年10月1日より一部改正する。

この運営規程は、第4条第1項第2号から第3号及び第6条第1項第5号及び第7条第1項第10号を追加し、第7条第1項第9号を第10号に変更し、平成23年4月1日より一部改正する。

この運営規程は、第1条及び第4条第1項第2号から第3号及び第6条第1項第4号を追加し、第6条第1項第4号を第5号に変更、第5号を第6号に変更し、第7条第1項第1号及び第7条第1項第8号を追加し、第7条第1項第8号を第9号に変更、第9号を第10号に変更、第10号を第11号に変更し、平成23年10月8日より一部改正する。

この運営規程は、第4条第3号及び第4号を平成24年4月1日より一部改正する。

この運営規程は、第4条第2号及び第3号を平成25年4月1日より一部改正する。

この運営規定は、第2条第4項及び第4条第2号及び第3号を平成26年4月1日より一部改正する。

この運営規定は、第6条第1項を平成27年4月1日より一部改正する。

この運営規定は、第4条第3項を平成28年4月1日より一部改正する。

この運営規定は、第3条第2項を平成28年11月1日より一部改正する。

この運営規定は、第4条第2項・第3項を平成29年4月1日より一部改正する。

この運営規定は、第4条第3項・第7条第9項・第8条第4項を追加、第4項を第5項に変更、第5項を第6項に変更、第6項を第7項に変更、第7項を第8項に変更し平成31年4月1日より一部改正する。

この運営規定は、第4条第3項を令和2年4月1日より一部改正する。

この運営規定は、第13条を追加、第4条第2項・第3項を令和3年4月1日より一部改正する。

この運営規定は、第4条の第3項を変更、第12条の第3項、第13条の第3項・第4項・第5項を追加し令和4年4月1日より一部改正する。

この運営規定は、第4条の第2項・第3項を変更し令和5年4月1日より一部改正する。